

共同研究

研究資金獲得

大型共同研究で企業化へ

キーワード：新技術説明会・共同研究・契約・企業化・国際調査報告書

本事例の関係者

大阪府立大学
教員2名 院生等7名
産学官連携機構
企業：A社関係者
研究担当者2名
文部科学省産学官連携
コーディネーター

双方が満足する契約内容に

【要約】

平成19年10月にJST主催の「大阪府立大学 新技術説明会」をJST東京本部で開催し、コーディネーターとA社の共同研究の交渉が始まった。途中で交渉がストップしたが、コーディネーターは、交渉ストップの原因をさぐり、打開策を打ち出した。新たな契約は相手の立場に立ち、海外での商売がA社の判断でスムーズに進む内容であり、大学にも決定の連絡をすることで、双方とも満足のいく契約となった。その結果、大型の共同研究の契約に成功した。企業との擦り合わせ会議を1回/月行い、企業の要求性能を全て達成し、実証実験も満足のいく内容で企業化もほぼ決定した。

【きっかけ】

平成19年10月にコーディネーターが運営の責任者として「大阪府立大学 新技術説明会」をJST東京本部で開催した。K教授のIT関連の講演の後、A社ほか、数社がこの技術に興味を示し、コーディネーター立会いで教員と技術相談を行った。とくにA社の技術者は教員の研究内容をよく調査しておられ、質問内容も定量的で的確であった。その後、コーディネーターにA社より2~3の質問があり、技術相談の2カ月後、未開示の部分の詳細な技術内容を知りたいとの要望があった。

【段取り・プロセス】

コーディネーターは秘密保持契約の締結後、A社と大阪府大でK教授の技術の開示の会議を開催した。A社は複数の他の大学の技術も比較をしたうえで、共同研究の相手大学を決める予定であった。企業化の観点での技術評価のため、A社の技術のトップと再度の技術開示の会議を実施し、技術内容が評価された。

コーディネーターは平成20年4月に共同研究の契約書作りに着手した。内容の詰めで、企業側は事業がやりやすいような契約内容に、大学側は原則論的な主張があり難航した。コーディネーターは双方が納得できる契約内容の提案を行い、双方の理解により、7月に大型の契約に至った。

同年7月より、21年6月までの1年の期間で大阪府大はK教授以下総勢9名の研究者、A社より2名の担当技術者による共同研究を開始した。

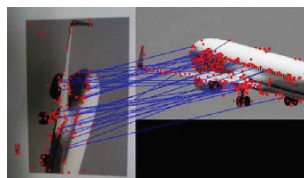
また、1回/月の大学、企業間の開発技術の擦り合わせ会議を行っている。特に11月には、A社の事業本部長以下、技術の責任者が参加した会議を開き、A社の今後の事業展開やそのための開発すべき技術目標等が提示された。

【成果・結果や活動後の変化】

A社は開発の技術目標として6項目の要求性能を提示した。共同研究の当初は現有技術の評価を行い、その結果、4項目は要求性能を十分満足していることが分かった。その4か月後には6項目すべてを満足する性能に達した。特に処理スピードは要求性能より10倍速く、必要とされるメモリーも10分の1で良く、非常に高いレベルの技術を創出できた。

以上の結果により、実用化の実証実験に移ることになった。最大の問題は、携帯電話のカメラで物体を写した時の「ピンボケ」、「手ぶれ」であったが、新しい技術の開発で、この問題を解決できた。そのため、企業化もほぼ決定した。

さらに、共同研究の成果として特許を2件出願した。



携帯電話で撮影した画像（左）と学習セット（右）との対応

研究に至る流れ

平成19年06月
シーズ発掘試験
平成19年10月
新技術説明会
平成20年04月
共同研究の合意
平成20年07月
共同研究契約
共同研究開始

成功の事例

ストップした契約交渉を新たな内容で打開

●契約交渉がストップ

共同研究を前提に契約交渉に入った。大学の契約部門も加わり、本格的にA社と交渉を続けたが、途中で交渉の進展が見られなくなった。

コーディネーターは交渉ストップの原因を探り、以下の打開策を打ち出した。

事務方（契約担当）は契約内容に間違いがなく、全てに権利が担保されていることに拘っていた。（例えば、契約書のひな形の内容）。

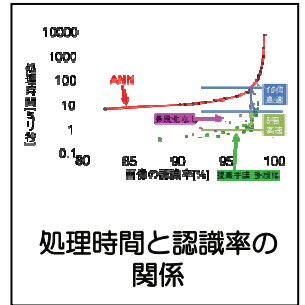
コーディネーターは実質的に双方がWinWinの関係になるように、契約をまとめるようにした。

●新たな内容での打開策と大型契約

コーディネーターは交渉ストップの原因を推測し、A社に新たな契約内容を提示した。また、メールによる交渉を止め直接A社に出向いて、開発責任者、知財責任者と討議を行い、新たな契約内容をまとめることができた。

新たな契約は相手の立場に立ち、海外での商売がA社の判断でスムーズにいく内容で、大学にも契約決定の連絡をすることとした。双方とも満足に行く契約となり、その結果、大型の共同研究の契約に成功した。

共同研究



失敗の事例

関連特許の点検をするべきだった！

●コーディネーターは関連特許の点検をすべき

K教授の基本特許はJST支援でPCT出願を行っていた。JSTより、指定国移行の問い合わせがあり、K教授より、相談があった。関連の書類を点検すると、国際調査報告書の見解書で、新規性、有用性は全て要件を満たしていたが、進歩性は1クレームのみが特許性を有していた。

コーディネーターはただちに、特許事務所、大学の知財担当者、教員に参集してもらい、進歩性の検討を行った。結論はキーワード的には同じであるが、内容は全く異なっており、本特許とは関係のないことがわかった。

この進歩性に関する答弁書と若干のクレームの補正をして、国際予備審査を依頼する準備をしたが、すでに申込の期限が切れていた。そのため、JSTでの各国移行の審査（国際調査報告書が中心）では支援が得られなかったため、A社の希望の移行国に大阪府立大の費用で出願した。

共同研究を開始した時点で本特許関係の点検をしておくべきだった。

成功と失敗の 分かれ道

契約内容は相手の立場に立ち、損をしない範囲で実質本位で、企業化がやりやすい形の契約にする。

産学官連携の新たな展開に向けた提言

共同研究契約は実質本位で

本共同研究では企業との擦り合わせ会議を1回/月開催して、大学での研究の進捗と次の方向を双方納得して決めている。これが、研究の速いスピードにつながった。本共同研究の実証実験では、携帯電話の画像認識でピンボケ、手ぶれの問題が解決でき、立体物の認識率も99%以上の成績を達成できた。そのため、実用化の問題点がほぼ解決でき、ゴールが見え始めた。

A社は現在の技術で新しい商品の販売を始めるとプレス発表をしたが、本技術も共同研究終了後、その商品に使われることが決定した。

また、この共同研究より、共同出願の特許2件が生まれた。

共同研究の契約内容は相手の立場に立ち、許容できる範囲で企業化が容易な形の契約にまとめるようにするべきと思う。

特に大学ではひな形等に拘らなくて、実質本位で考える方が良いと思う。そうすると、結果的には企業も大学もWinWinの関係になる。

☆コーディネーターの一言

本共同研究は企業との擦り合わせ会議、中間での企業の事業本部長等、の会議を行い、研究の方向性を一致させている。そのため、予想以上の研究のスピードで企業化が見えてきた。